

○総務省令第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十六の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(登録政治資金監査人に係る登録申請書)</p> <p>第二十七条 法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書(次項において「登録申請書」という。)には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。</p> <p>〔削る〕</p> <p>一 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。))の記載のある住民票の写し(三月以内に作成されたものに限る。)</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(登録政治資金監査人に係る登録申請書)</p> <p>第二十七条 〔同上〕</p> <p>一 戸籍の抄本(三月以内に作成されたものに限る。)</p> <p>二 住民票の写し(三月以内に作成されたものに限る。)</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。